

宮崎県立図書館協議会の根拠法令

1 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 県立図書館条例（昭和25年12月26日条例第49号）

（県立図書館協議会）

第2条 図書館に法第14条の規定に基づく県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、県教育委員会が任命し、又は委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 協議会の会議は、図書館長が招集する。

3 県立図書館協議会運営規則（昭和26年2月16日教育委員会規則第3号）

第1条 県立図書館協議会（以下「協議会」という。）に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は委員の任期による。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第2条 図書館長は、協議会開催の日時、場所及び議題を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

2 協議会招集の通知後に、緊急の議題が提案されたときは、直ちに、これを付議することができる。

第3条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、昭和26年4月1日から施行する。